

地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会 運営要綱

第1 趣旨

「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定。以下「大綱」という。）に基づき、国において具体的な制度設計等が進められる中、番号制度の導入に伴い、地方公共団体において考えられる同制度を活用した事務の改善等に関する具体的な取り組み例やその際の留意点等について、大綱に示された各分野のユースケースを参考にしつつ実務的な検討を行うことを目的とする。

第2 名称

名称は、「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」（以下「番号制度活用研究会」という。）とする。

第3 構成

- 1 番号制度活用研究会に座長を置く。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 番号制度活用研究会のメンバーは別に定める。

第4 議事

- 1 番号制度活用研究会の会議は座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に番号制度活用研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 その他

- 1 番号制度活用研究会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課が行う。
ただし、必要に応じ、内閣官房社会保障改革担当室及び情報通信技術（IT）担当室の協力を得るものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、番号制度活用研究会の運営その他番号制度活用研究会に関し必要な事項は座長が定める。

地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会

メンバー名簿（その1）

（敬称略、50音順）

- 石 井 夏生利 （筑波大学大学院図書館情報メディア研究科 准教授）
- 井 堀 幹 夫 （東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員）
- 遠 藤 兼 美 （秋田県井川町総務課長）
- 荻 野 敦
（（財）地方自治情報センター
住基ネット全国センターシステム担当上席研究員）
- 小 尾 高 史 （東京工業大学大学院総合理工学研究科准教授）
- 金 親 芳 彦 （千葉市総務局情報統括部長）
- 後 藤 省 二 （三鷹市企画部地域情報化担当部長）
- 須 藤 修 （東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授）
- 竹 田 尚 弘 （神戸市企画調整局参与）
- 田 中 穂 積 （多久市総合政策課長）
- 床 桜 英 二 （徳島県県民環境部地域振興総局長）
- 橋 本 幸 治 （神奈川県町村情報システム共同事業組合
情報システム担当課長）
- 本 山 政 志 （埼玉県川口市情報政策課長）
- 三 宅 昇 （岡山県総合政策局長）

地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会

メンバー名簿（その2）

（敬称略、50音順）

- 井 上 知 義 （内閣官房情報通信技術（IT）担当室 内閣参事官）
- 篠 原 俊 博 （内閣官房社会保障改革担当室 内閣参事官）
- 杉 本 達 治 （総務省自治税務局市町村税課長）
- 高 原 剛 （総務省自治行政局住民制度課長）
- 西 泉 彰 雄 （総務省情報流通行政局地域通信振興課
地方情報化推進室長）
- 西 村 淳 （厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室
情報連携基盤推進官）
- 濱 島 秀 夫 （総務省地域力創造グループ地域情報政策室長）